

令和元年第 3 回
島尻消防組合 10 月定例議会

議事録

令和元年 10 月 28 日(月)

令和元年第3回 島尻消防組合 10月定例議会				1日目
招集月日	令和元年 10月 28日			
招集場所	島尻消防組合 講堂			
開閉会等日	開会	午前 10時 00分	議長	本村 繁
時及び宣告	閉会	午後 12時 20分	議長	本村 繁
出席(応招)第3回 定例議会	議員番号	氏名		
	1番	新里 嘉		
	2番	宮平 憲二		
	3番	米増 雄二		
	4番	仲間 光枝		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		1番 新里 嘉	2番 宮平 憲二	
職務の為議場に出席した者		書記 仲村 常司		
地方自治法121条に より説明の為議場に出 席した者の職、氏名	管理者	瑞慶覧 長敏	予防課長	城間 功
	副管理者	新垣 安弘	第一警備課長	新垣 聡
	消防長	屋比久 学	第二警備課長	新城 安照
	次長兼署長	比嘉 典夫	第三警備課長	新里 昇昭
	総務課長	當銘 直之		
	会計管理者 兼会計課長	島袋 清正		
	警防課長	平安名 勲		

令和元年 第3回島尻消防組合10月定例会 会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	十月二十八日 (月)	本会議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 管理者あいさつ 第4. 平成30年度島尻消防組合一般会計決算認定について 第5. 令和元年度島尻消防組合補正予算(第2号)について 第6. 島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 第7. 島尻消防組合消防団の定数、任免、服務等に関する条例の一部改正について 第8. 島尻消防組合消防手数料条例の一部改正について 第9. 島尻消防組合火災予防条例の一部改正について 第10. 一般質問

会 期 令和元年10月28日(月) 1日間

令和元年 第3回島尻消防組合10月定例会 議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		管理者あいさつ	
第4	認定第1号	平成30年度島尻消防組合一般会計決算認定について	
第5	議題第10号	令和元年度島尻消防組合補正予算(第2号)について	
第6	議案第11号	島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	
第7	議案第12号	島尻消防組合消防団の定数、任免、服務等に関する条例の一部改正について	
第8	議案第13号	島尻消防組合消防手数料条例の一部改正について	
第9	議案第14号	島尻消防組合火災予防条例の一部改正について	
第10		一般質問	

令和元年第3回島尻消防組合定例会

午前10時00分

議長（本村 繁）

これより令和元年第3回島尻消防組合10月定例会を開会いたします。

諸般の報告を行います。管理者より、平成30年度島尻消防組合一般会計決算認定について、その他5件の議案が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条により、本日の会議録署名議員は1番新里嘉議員、2番宮平憲二議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は10月28日の1日間と決定致しました。

日程第三、「管理者挨拶」であります。管理者の挨拶を受けたいと思います。

管理者（瑞慶覧長敏）

おはようございます。挨拶に先立ちまして、先日、日本列島を直撃した台風15号、そして19号により亡くなられた方々に心から哀悼の意を表します。また、先週はさらに追い打ちをかけるように豪雨で10名の方が亡くなっておられます。ご遺族と被災された方々にお見舞いを申し上げます。

このたびの台風、そして豪雨は各地に甚大な被害をもたらし、今もなお、停電が続く地域、避難を強いられ家に戻れない方々が多数あります。被害にあわれた方々へは、謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災した地域の復旧が一日でも早く進むことを心よりお祈り申し上げます。

本日、令和元年第3回島尻消防組合10月定例会を開催しましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席いただき誠に有難うございます。

さて、昨年度、「島尻消防組合消防庁舎建設検討委員会」が立ち上がり、先月、第4回の会議が終了いたしました。新庁舎建設第一候補地の土地売買交渉も詰めの段階に入っており、具志頭出張所消防庁舎建設計画（案）も検討を重ね、内容を精査している次第です。八重瀬町を中心とした災害活動拠点施設となるよう建設実現に向けて早急に取り組んでいきたいと考えております。

消防車両につきましては、今年度、総務省補助事業で更新いたしました高規格救急車が先月、運用開始となりました。年々増加する救急事案に対応して地域住民の安心安全に繋がるよう努めてまいります。

それでは、今定例会の議事案件について、報告いたします。

認定第1号「平成30年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書」については、歳入11億496万6,426円。歳出10億9,511万2,847円。差引残高985万3,579円となっております。

ります。お手元に「主要な施策の成果を説明する書類」と監査委員による決算意見書も添付してありますので、ご参照下さい。

議案第10号「令和元年度島尻消防組合補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ3,533万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出総額10億8,930万5,000円となっております。

内容につきましては、歳入で旧佐敷出張所の売却による財産収入と平成30年度繰越金からの歳入が主であり、歳出では旧佐敷庁舎売払協議書に係る南城市負担金による一般管理費、具志頭新庁舎整備基金及び財政調整積立金による財政管理費、例規集追録に係る需用費、指令センター施設整備に伴う補正予算を計上しております。

議案第11号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定」につきましては、地方公務員法等の一部を改正する法律に基づき、条例整備の必要がありますので今回の議案提出となっております。

議案第12号「島尻消防組合消防団の定数、任免、服務等に関する条例の一部改正」につきましては、関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、当組合条例の一部を改正する必要がありますので今回の議案提出となっております。

議案第13号「島尻消防組合消防手数料条例の一部改正」につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の見直しにより、条例の一部を改正する必要がありますので今回の議案提出となります。

議案第14号「島尻消防組合火災予防条例の一部改正」につきましては、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の施行及び条例の制定基準を定める省令の一部改正に伴い、当組合条例の一部を改正する必要がありますので、今回の議案提出となっております。

以上、報告及び定例会の内容について述べましたが、今定例会の開催にあたり、日程に沿ってその都度担当者より説明申し上げますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。令和元年10月28日、島尻消防組合管理者 瑞慶覧長敏。よろしく申し上げます。

議長（本村 繁）

日程第四、認定第1号「平成30年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

会計課長（島袋清正）

私の方で平成30年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

決算書の方でよろしくお願い致します。

認定第1号「平成30年度島尻消防組合歳入歳出認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度島尻消防組合歳入歳出決算書を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するということでもあります。

まず、1ページをお開き下さい。島尻消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入総額11億496

万6,426円、歳出総額10億9,511万2,847円、差引残高985万3,579円となっております。

続きまして、実質収支に関する調書について、でございます。決算書17ページをお開き下さい。実質収支に関する調書、歳入総額11億496万6,426円、歳出総額10億9,511万2,847円、歳入歳出差引額985万3,579円、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額51万7,950円、実質収支額は933万5,629円でございます。

歳入歳出の内訳については、4ページをお開き下さい。事項別明細書で歳入決算から説明いたします。1款1項分担金及び負担金、予算現額10億179万3,000円、収入済額10億114万5,416円、内訳と致しまして1目市町負担金、収入済額9億9,223万1,000円、構成市町負担金といたしまして、南城市5億8,051万1,000円、八重瀬町4億1,172万円であります。

なお、負担金割合は人口割で南城市が約58%、八重瀬町が42%となっております。

2目市町特別負担金、予算現額956万2,000円、収入済額891万4,416円。その内訳といたしまして、消火栓維持管理費負担金305万4,000円、消火栓移設負担金586万416円でございます。

次に、2款1項1目総務使用料、予算現額54万円、収入済額53万5,000円、これは職員の駐車使用料金でございます。2項2項1目消防手数料、予算現額10万円、収入済額39万9,350円、これは予防課の危険物検査手数料でございます。

同じく2款2項3目総務手数料、これは当初予算には計上しておりませんでした。収入として680円ございました。これは情報公開開示による発行手数料でございます。

5ページをお願い致します。3款1項1目国庫補助金、予算現額1,336万1,000円、収入済額1,336万1,000円、これは防衛省補助によります消防ポンプ車購入補助金となります。

4款の県支出金、県補助金はありませんでした。

5款1項1目利子及び配当金、予算現額1万円、収入済額5万2,868円、これは基金積立による利子でございます。あと5ページから6ページに跨りますが、6款1項1目基金繰入金、予算現額3,997万6,000円、収入済額3,997万6,000円。

次のページを開きまして、これは財政調整基金及び減債基金からの繰入金でございます。

なお、財政調整基金繰入金には南部広域行政組合へ事務移管した衛生費の決算打ち切り分の費用捻出分も含まれております。

7款1項1目繰越金、予算現額1,328万6,000円、収入済額1,328万6,929円、これは平成29年度の繰越金となっております。

8款1項1目諸収入、予算現額166万4,000円、収入済額190万9,183円、これは予算現額に対しまして、収入済額24万5,183円の増となっております。

これは雑入として7ページに跨りますが、消防学校の講師派遣、自動販売機電気料、消防指令センター余剰金と、実質的な収入となっており、当初予算より増額となっております。

次に7ページをお願い致します。9款1項1目消防債、予算現額3,430万円、収入済額3,430万円、これは消防ポンプ車購入に伴う借入金となります。

下の方の合計額ですが、収入合計で予算現額11億503万2,000円、調定額11億496万6,426円、収入済額11億496万6,426円、予算現額に対しまして収入済額6万5,574円の減、収入率は99.94%でございます。

次に歳出についてご説明いたします。8ページをお願い致します。

1款1項1目議会費、予算現額126万2,000円、支出済額124万1,576円、不用額2万424円、執行率は98.4%でございます。

2款1項1目一般管理費、予算現額3,017万8,000円、支出済額3,017万7,741円、不用額259円、執行率は99.9%でございます。

なお、その中には平成29年度末で衛生課が南部広域行政組合へ事務移管しましたので、衛生費の余剰金2,973万3,741円も含んでおります。

2款1項3目財政管理費、予算現額652万5,000円、支出済額652万5,000円、これは補正第4号にて財政調整積立基金へ計上しております。

2款2項1目監査委員費、予算現額41万6,000円、支出済額39万6,286円、不用額1万9,710円、執行率は95.3%となっております。

続きまして、9ページから13ページの消防費の説明をしたいと思います。

3款1項1目消防費、予算現額8億7,903万1,000円、支出済額8億7,103万6,737円、不用額799万4,263円、執行率は99.1%でございます。

その中で3節職員手当、予算現額3億4,146万円、支出済額3億3,719万2,370円、不用額426万7,630円で、主な不用額要因として、次ページの休日勤務手当で休日執行者が多く行使したことと、また特殊勤務手当、住居手当等の予算残が要因となっております。

また、30年度は、行方不明捜査等があり、予算捻出のため、補正減をせずに残しておりましたが、結果的には不用額計上となりました。

次、10ページをお願い致します。10ページの4節共済費、予算現額1億2,576万5,000円、支出済額1億2,556万3,526円、不用額20万1,474円、これは年度途中の退職者によるもので不用額が出ております。

11ページをお願い致します。11節需用費、予算現額3,369万3,000円、支出済額3,197万3,850円、不用額171万9,150円で、執行率が94.9%であります。主な不用額として、消耗品費で当組合例規集名称変更及び規則改正の追録で30年度内での納品が間に合わない部分での不用額が約80万円となり、また燃料費において総務課での燃料使用料が少なかったことによります。

12節役務費、予算現額867万円、支出済額812万5,044円、不用額54万4,956円、これは通信運搬費の中で主な理由として、平成30年度に事務局総務課の電話と衛生課との財務システム等の通信費の減が主であります。

続きまして、12ページをお願いいたします。18節備品購入費、予算現額846万9,000円、支出済額751万3,220円、不用額95万5,780円、備品購入費に関しては、年度末時期にありました寄贈救急車に搭載する患者監視装置や人工呼吸器購入費が当初予算より低廉に抑えられたため不用額が出ております。

次に13ページをお願い致します。3款1項2目非常備消防費、既にご承知のことと思いますが、消防団に関する決算でございます。予算現額633万4,000円、支出済額625万2,407円、不用額8万1,593円、執行率は98.7%であります。

次に、14ページをお願い致します。3款1項3目消防施設費、予算現額7,595万9,000円、支出済額7,529万5,368円、不用額14万5,682円となっております。

その中で18節の備品購入費では日本損害保険協会からの寄贈救急車、艀装費として642万2,194円や防衛省補助でのポンプ車購入もございました。

また、19節負担金、補助金及び交付金の消火栓移設負担金で八重瀬町内の移設工事遅れにより、次年度へ繰越明許費51万7,950円を計上し、不用額が13万2,634円は実質の工事費の残額となっております。

続きまして、5款1項公債費、予算現額1億419万7,000円、支出済額1億418万7,732円、不用額9,268円、執行率は99.9%となっております。

次、15ページをお願い致します。主な償還は、消防本部庁舎や救急指令センターの事業債、また佐敷建設事業債、あと救急車や消防車両の償還でございます。

なお、この消防本部庁舎は平成8年度に竣工し、用地を含め、毎年約3,000万円の償還がありましたが、来年度、令和2年で25年の償還が終了致します。また、歳出における公債比率は9.5%であります。

6款諸支出金につきましては、支出はございませんでした。

7款の予備費については、予算現額が300万円ありますが、本年度は187万2,000円を充当いたしまして、112万8,000円の不用額となっております。

次に16ページをお願い致します。下の歳出合計で予算現額11億503万2,000円、支出済額10億9,511万2,847円、不用額940万1,203円、執行率は99.1%でございます。

続きまして、財産に関する調書について説明致します。18ページをお願い致します。財産に関する調書、平成31年3月31日現在、土地・建物に関する調書であります。消防に関する財産の変動はございませんが、平成30年3月末において、当組合の衛生課が南部広域行政組合へ事務移管しましたので、美化センター及び清澄苑の土地、建物の公有財産はすべて移管となっております。

また、旧佐敷出張所の土地・建物につきましては、本年度、令和元年度の財産処分となりますので、令和元年度の決算書にて反映されます。

次に、19ページをお願い致します。物品について、でございます。物品について、年度内に4

台の増と、同じく4台の減となり、決算年度台数では35台となっております。

詳細では、総務課にあった軽自動車1台が会計課への移管と、衛生課所有の車両3台が南部広域行政組合へ移管となりました。

消防車両では、予防課に南城市から提供の軽自動車1台増、また日本損害保険協会から寄贈された救急車1台は具志頭出張所へ配備、新規に購入した消防車は佐敷出張所へ配備となり、台数は前年同様35台となっております。無線機につきましては、増減はございません。

次に、20ページをお願い致します。基金でございますが、年度内に財政調整基金652万5,000円の増、また3,847万6,000円を崩しまして、現在高は2,916万7,566円となっております。

また、減債基金は、消防指令センター整備による償還として毎年150万円崩しまして、300万円の現在高、庁舎整備基金は1,000万円とそのままですので、合計いたしまして4,216万7,566円が30年度末の基金となっております。

次に資料21ページをお願い致します。地方債の借入及び公債費の支出状況ですが、平成30年度で1億418万7,732円を支出しております。これは歳出比率で9.5%であります。

地方債現在高においては、5億3,800万1,281円となっており、借入内訳は本庁舎建設起債、消防指令センター関係、佐敷新庁舎、はしご車、救急車両等、合計で11件ございます。

次に、22ページをお願い致します。決算款及び節ごとの一覧表となっております。歳出費全体といたしましては、議会費が0.11%、総務費が3.39%、消防費が86.99%、公債費が9.51%の割合となっております。

次に23ページは、当組合の財源についてであります。右側の平成30年度の歳入に対して90%近くが構成市町の負担金により運営しており、本年度は消防ポンプ車購入で国庫支出金1,336万1,000円、組合債で3,430万円、また繰入金として3,997万6,000円となっております。

また、前年度の歳出13億3,025万5,728円と比較いたしまして、30年度は約2億2,500万円の大減となっておりますが、これは29年度の衛生課の事務移管によりまして、負担金やごみの手数料等の減によるものであります。

次に24ページをお願い致します。この表は、性質別年度の決算調書となっております。右側は、30年度の義務的経費で8億9,763万4,148円となり、約82%を占めております。

投資的経費では、今回はポンプ車両や救急車機装費で6,634万594円、約6.1%の割合となり、その他諸経費等で1億3,113万8,105円、約12%となっております。

ちなみに一人当たり1万4,546円の経費負担となっております。

また、合計額が平成29年度とだいぶ金額が、先程申し上げました約2億2,000万円違いますが、これは衛生課の事務移管による金額の減が主であります。

人口は、前年度南城市、八重瀬町合計7万4,468名に対して、30年度は7万5,288名で820名の人口増となり、これも救急件数増の一因とも考えられます。以上で説明を終わりますが、

議員の皆様のお手元には決算書とともに主要な施策の成果に関する報告書と、平成30年度7月に行われた決算審査による監査委員からの決算意見書が配布されていると思いますので、ご参照いただき、ご審議のほどよろしくお願い致します。以上で終わります。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1番（新里 嘉）

皆さん、おはようございます。私の方から確認も含めて、要望も含めて質問させていただきたいと思います。

先程、会計課長からもありましたけれども、今回30年度の一般会計歳入歳出決算書に関して、何ら問題はないと私も認識しておりますが、その中で私も消防組合の監査委員として、今回、一般会計歳入歳出の意見書ということで、見開き1ページの方ですけれども、勿論、決算というのは、物品決算の方も7月に2回に分けて行ったのですけれども、やはりその中で本庁もそうですけど、あと当組合は具志頭出張所、そして佐敷出張所もあります。

やはり職員が使う備品といいますか、特に文書の方には椅子ということで例を一例挙げているのですけれども、背もたれもないような椅子をいま現在使っていると、これただ置いておくだけではなくて使用しているということです。

それでもう1点は、当組合というのは歳入歳出とありますけれども、やはり歳入に関しましては、決算書にもあげられたとおり、手数料とか、実質は南城市、そして八重瀬町、両市町の負担金が主な歳入というふうになっております。

その中でやはり物品等もいろいろと3支所を含めて見てきましたが、本当に職員は少ない財源の中で、いろいろやり繰りをしながら、本当に保たせ改修しながら、よくやっているなというのが私の実感であります。

それで両監査委員等もこういった形で今回意見書もあげさせていただきましたが、まず1点目、やはり両市とも財源は厳しいというのは市民、町民の皆さんも理解しているところではあるのですけれども、この市民、町民の財産、生命を守る最前線に立っている消防隊員の皆様の中では、組合と両市町と次年度の予算折衝に向けたヒアリングというのが予定されていると思うんですけれども、それを予定しているのはいつ頃なのか、ひとつよろしくお願い致します。

総務課長（當路直之）

ただいまの質問にお答えします。ヒアリングの方は、12月頭から年明けの1月末までを予定しております。以上です。

1番（新里 嘉）

有難うございます。いま総務課長からもありましたけど、12月頭から1月にかけて南城市、八重瀬町と予算折衝を行っていくのですけれども、管理者に最後ちょっと要望させていただきたいのですけれども、先程から言っておりますが、両市町とも本当に厳しい財源の中、やり繰りはしていると思いますけれども、やはりその中で隊員の皆様も組合としても私は本当に一生懸命、乏しい財

源の中でいろいろやり繰りしていると思います。

南城市、八重瀬町とも人口の方もいま増加している中で救急要請とか、そういうのも増加している。そういう中で、やはり隊員の皆様も本当に一生懸命やっているというところも含めて、ぜひ次年度の予算折衝にあたっては、金額的には大きな金額ではないのですけれども、隊員の皆様の仕事の備品に関しては、ぜひ配慮していただきたいなというふうに思っているのですけれども、管理者、副管理者から意見があれば、お願いしたいと思います。私の質疑は以上です。

管理者（瑞慶覧長敏）

新里嘉議員におかれましては、監査委員も務めていたということでご苦労様でございました。意見書に基づいてのいまのご意見、ご提案等でしたので、組合員がしっかりと働けるように備品等、物品等、副管理者も含めて要望に応えるようにしっかりとやっていきたいと思っております。ご意見有難うございます。

議長（本村 繁）

他に質疑。

4番（仲間光枝）

おはようございます。いまの新里議員の質問に関連してなんですけれども、先日の全協のときにちょっと聞き漏らした部分と、しっかりと確認をしておきたいということで被るようなところはあるのですけれども、質問したいと思います。

今回、衛生部門が移管するというので、この衛生の決算書を見ますと、やはり雑収入とかもわりとあったのですが、これはあくまでも組合組織の場合は一緒に収入ということであったと思うのです。いま分かれました。その雑収入がなくなった部分においても消防組合に対して、ある程度の影響を与えると思うのですけれども、その影響というのは軽微なものなのか。それともやはりある程度の影響をもたらすものなのかということをお明らかにしておいて、いまおっしゃったように、今後の予算折衝においてもやはりこういう事情があるので、ぜひ考えてほしいというところは伝えていった方がいいかなと思いますので、そこら辺ちょっと確認をさせて下さい。

総務課長（當銘直之）

ただいまの質疑にお答えします。当初、衛生業務が入った場合は、年間2,900万円の収入があったのですが、実質30年度、これがゼロになっておりまして、ヒアリングの中でもそういう説明をして、構成市町の負担金もだいぶ増となっているのですが、この方もそういう説明をしながらしっかり予算を確保しながらやっていきたいと思っております。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑はないですか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。認定第1号「平成30年度島尻消防組合一般会計決算認定について」認定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり

り認定されました。

日程第五、議案第10号「令和元年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

提案者からの報告を求めます。

消防長（屋比久 学）

それでは議案第10号「令和元年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

それでは1ページをお開き願います。令和元年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,533万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,930万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細については、事項別明細書で説明致します。

まず、はじめに歳入から説明したいと思います。6ページをお願い致します。5款2項2目不動産売払収入、補正額2,800万円の増、これは旧佐敷出張所の跡地売却によるものでございます。

7ページをお願い致します。7款1項1目繰越金、補正額733万5,000円の増、これは平成30年度の実質繰越額から本年度当初予算額200万円を差し引いた額でございます。

次に歳出にいきたいと思います。8ページをお願い致します。2款1項1目一般管理費、補正額1,400万円の増、これは旧佐敷出張所の不動産売払収入の2分の1を旧佐敷出張所財産処分に関する協議書に基づき、南城市に支払うものでございます。

3目財政管理費、補正額2,074万5,000円の増、これは7ページの繰越金補正額733万5,000円から9ページの3款消防費補正額59万円を差し引いた674万5,000円を財政調整基金に積み立てる分と、旧佐敷出張所の不動産売払収入の2分の1の1,400万円を旧佐敷出張所財産処分に関する協議書に基づき、庁舎整備基金に積み立てるものでございます。

9ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額59万円の増、主な理由と致しまして例規集の名称変更等に伴う11節需用費の増と沖縄県消防通信指令センターの保守委託料の消費税増額分等に伴う19節負担金の増でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第10号「令和元年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）」

について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第11号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題と致します。

提案者から報告を求めます。

消防長（屋比久 学）

それでは議案第11号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」。

島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、地方公務員法等の一部を改正する法律に基づき、島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償について条例整備の必要があるため。別紙資料をご参照の上、ご審議をお願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

4番（仲間光枝）

資料として、職員給料表というのが添付されておりますけれども、号給については、他の自治体に準じているという説明を受けているところではありますが、1級と2級の扱いについて、うまくまだルール化ができてないのかなと思われる点もありますので、そこら辺、今後どうやっているのかというところの説明をお願いします。

総務課長（當銘直之）

ただいまの質問にお答えします。先程もおっしゃいました構成市町の基準に従いたいと思っておりますが、島尻消防に関しては事務職員ですので、基本的に1級からのスタートを考えております。2級との差がこれは全国的なものですけれども、特別職であったり、看護師であったり、そういった部分が特別な資格を有している職員に対してのものとなっておりますので、当組合についても給与規則をまだ作ってないんですが、来年の3月末までにはしっかり整備してやっていきたいと思っております。以上です。

4番（仲間光枝）

わかりました。これも聞かれた場合に第三者にもちゃんと説明ができるような資料というか、ルールをちゃんと作っていてほしいと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑ありませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第11号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第12号「島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

それでは議案第12号「島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の6月14日公布に伴い、島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和51年2月10日条例第11号）の一部を改正する必要がある。

別紙資料をご参照の上、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第12号「島尻消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第13号「島尻消防組合消防手数料条例の一部改正について」を議題と致します。

提案者から提案を求めます。

消防長（屋比久 学）

それでは議案第13号「島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合消防手数料条例（平成12年3月6日条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」という。）に定められる手数料の標準額の見直しにより、「島尻消防組合消防手数料条例」の一部を改正するため。別紙資料をご参照の上、ご審議をお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第13号「島尻消防組合消防手数料条例の一部改正について」は、

原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第14号「島尻消防組合火災予防条例の一部改正について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

それでは議案第14号「島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合火災予防条例（昭和51年2月10日条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由、不正競争防止等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行による工業標準化法（昭和24年法律第185号）及び、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定基準に定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）が平成31年2月28日公布に伴い、島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する必要がある。

別紙資料をご参照の上、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

4番（仲間光枝）

先日の全協の中でも聞いたと思うんですけど、この内容についてなかなかわかりにくい表現なので、もう少し素人にもわかりやすい表現で説明を求めたいと思います。

予防課長（城間 功）

ただいまの質問にお答え致します。先日の全協のときに説明したものでございまして、消防設備でスプリンクラーのヘッドというのがありまして、それについては2種類あって、これの文言の変更ということでやっております。それで大丈夫ですか。

4番（仲間光枝）

いまの説明からすると、このスプリンクラーの名称、呼び方の変更という捉え方で大丈夫でしょうか。

予防課長（城間 功）

スプリンクラーあるんですけども、その中で2種類ありまして、温度で感知するものなんですけれども、それが1種、あと2種がございまして、その2種類のことを言っております。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 10時53分

再開 10時54分

議長（本村 繁）

再開します。

予防課長（城間 功）

ただいまの質問ですけれども、実際、文言だけが違って、スプリンクラーが変わるということではないです。ただ表現が変わるということです。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑ございますか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありますか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第14号「島尻消防組合火災予防条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 10時56分

再開 11時05分

議長（本村 繁）

再開します。

日程第十、これより一般質問を行います。通告の受付順に行いたいと思います。

尚、本日の質問については各議員の発言はそれぞれ20分以内と致します。

最初の質問者、3番米増雄二議員。

3番（米増雄二）

おはようございます。通告書に沿って質問をしていきたいと思います。

まず1. 島尻消防組合具志頭出張所建て替えの進捗について。建設検討委員会が立ち上がり議論をされていると思料するが、現在の場所や建設のスケジュールを伺う。

大きな2. 各漁協との関係について。9月に八重瀬町具志頭地区イノーで起きた水難事故救命活動の際に、港川漁協内へ出動した。その際に漁協関係者は、何も情報を知らず、現場隊員に聞いても教えてもらえなかったとの話がある。漁協と協力することで活動機材選定や事前に漁協の協力を得られれば円滑な活動が出来ると思うが伺う。漁協との協定などはあるのか。以上です。よろしくをお願いします。

次長兼署長（比嘉典夫）

ただいまの米増議員の質問、具志頭出張所の進捗状況についてお答えします。

現在、第4回庁舎建設検討委員会を9月3日に終わり、候補地4カ所が決まっております。第一候補の場所は、現出張所から400メートルの距離にあります。現在、第1候補の地権者と交渉中であります。

スケジュール予定であります。令和元年12月、消防庁舎建設検討委員会答申と建設用地契約。令和2年4月、住民説明会。令和2年10月、建築・土木入札。令和3年5月、土木工事着工（6カ月間）。令和3年9月、建築工事着工（9カ月間）。令和4年6月、完成予定でございます。これは、あくまでまだ予定です。

警防課長（平安名 勲）

ただいまの米増議員の漁協との協定などはあるのかの質問について、お答えします。

現在のところ、漁協との水難事故救助活動において協定はございません。

ご質問の中にありました、漁協との関係に関してですが、9月2日に発生した事故について漁協関係者に情報提供が無く、出動隊員が現場にて質問を受けた事は隊員から報告を受けました。その後、組合長を訪問しまして隊員の対応が不十分であったことの説明と、今後の方針についてお話をさせていただきました。

今後の方針としましては、迅速安全かつ円滑な水難救助活動を目的として、各漁協及び観光ビーチに設置されている琉球水難会の救難所の方と協定書を締結したいと考えています。

琉球水難会というのは、県の防災機器管理課所管の公益社団法人として、「水難に遭遇した人命、船舶及び積荷その他の財産を救済し、並びに地震・津波等災害発生時に救援活動を行い、もって海上産業の発展と海上交通の安全確保に寄与することを目的」としています。

この救難所が管内には4カ所、港川漁協、奥武漁協、馬天港にあります佐敷・中城漁協とみーばるマリンセンターに設置されています。

その琉球水難会自体には、それぞれの救難所と個別に協定を結んで問題ないかというふうにお問い合わせのところ、問題ないということの回答をいただいていますので、今後、その4カ所と協定書の締結に向けて協議していきたいと考えています。以上です。

3番（米増雄二）

有難うございます。再質問していきたいと思えます。建て替えの進捗についてですけど、令和4年6月というところでお伺いしました。

実は、9月の八重瀬町定例会の一般質問の中でも取り上げをさせていただきました。その際にも、令和4年の6月が目標だというふうにはお伺いしていたのですが、確認の意味でさせていただきました。

一般質問をする前に、実は具志頭出張所を再度訪問させていただいて状況の確認をしました。やはり厳しい状況だなという思いがありましたので、4月ということはあるのですけれども、早めにやっていくことが先程、新里議員からもありましたように現場隊員のモチベーションだとか、そういうところに寄与してくるものなのかなと思いますので、早めに本土で起きている災害等がありますので、いつ何時、ああいう災害が八重瀬、南城市で起きる可能性もないとは言えませんので、しっかりやっていって、早急に建て替えをしていただきたいなという思いで質問させていただきました。

前回の質問の中で、管理者と副管理者も現場を見たということをお伺いしました。建て替えは予算の関係もあると思うのですけれども、実際、見ていただいたらやはり建て替えしないといけないよねって、僕は思っているのですけれども、管理者の考えをお伺いしたいと思います。

管理者（瑞慶覧長敏）

米増議員の再質問にお答え致します。現場を視察した際には全く同じ気持ちになりました。早急

にやらないといけないと思っておりますし、担当の皆さんも土地交渉等含めて早期完成に最大限の努力をしておるとお思いますので、我々もしっかりとそれに取り組んでいきたいと思っております。

3番（米増雄二）

まだ新垣町長のお声を聞いていませんので、よろしくをお願いします。

副管理者（新垣安弘）

いま管理者の方から答弁があったとおり、早く進めていかないといけないと思うのですが、用地交渉が一番スムーズに行くかと思ったのですが、ちょっと滞っているということでもありますので、経緯を見ながらしっかり進捗していくように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

3番（米増雄二）

有難うございます。心強いお答えだなと思っております。やはり他の出張所、台風等があった場合には、全員詰めているというふうに聞きました。その際に全員詰めると座る場所がないということも出張所の隊員から悲痛なお言葉もありましたので、そこも踏まえてしっかり最前線に立つ隊員のためにも八重瀬町、南城市の市民、町民の安心安全のためにも、これは管理者の任期内にしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

大きな2番、漁協との関係、これは先程、琉球水難会と協定を結ぶということで、この漁協内に事務所があって人が何名か居てというところになるのでしょうか。

警防課長（平安名 勲）

沖縄県防災危機管理課が所管する琉球水難会という会がありまして、そこから派生した救難所というのが管内で先程申しました4カ所あるということです。そちらの救難所と個別で協定を結ぼうというふうに考えております。

職員は、漁協の組合員の中で構成されています。マリンセンターに関しては、ガラスボートの管理者の方が常勤されています。以上です。

3番（米増雄二）

組合の方が兼務されているというところだと思います。実は、具志頭で起きた水難事故、実際、イノー内で起きた事故で、港川から水上バイクで行かれて、実際、水上バイクでイノー内には入れないですね。そこでとても時間がかかっていたということで組合の方からお話がありましたので、やはり事前にそういう情報を共有していれば、港川からではなくて、具志頭浜から行った方が早いとか、そういうことが共有できれば救急救命の作業効率を考えれば、その方が一番いいと思っておりますので、また、器具の選定だったりとか、そういうのも円滑に図れると思っておりますので、ぜひ早急に協定を結んでいただいてやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。ちょっと早いですけど、私の質問を終わります。有難うございました。

議長（本村 繁）

次に、仲間議員よろしくをお願いします。

4番（仲間光枝）

改めまして、ハイタイ、グスーヨー、チューウガナビラ。7月に消防長の方からもご紹介をいただいたんですが、防災士の資格を取得致しました。取得云々というよりは、そのためにしっかりと普段聞けないようなことも学べたということがすごいプラスになったなというふうに思っています。

何ができるかなというのもまだ私の中では明確にはされていないところなんですけど、まずは発信、自分の知ったことの発信から始めていければなということなんです。

あと救急救命講習については、一回受けたからということではなかなか身に着くものではないので年に一回は必ず受けたいと思いますので、もし出た場合は声かけて下さい。仲間議員、今年受けていないよということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは通告に従いまして質問をしてまいります。今回は、質問3点をお願いしております。

まず1点目、パワハラ防止対策と相談体制についてです。6月に行われた沖縄県人事委員会口頭審査を傍聴致しました。2日間傍聴してある程度は把握しておりますが、不明部分について以下伺います。

(1)職員から審査請求される事になった理由とこれまでの経緯。(2)人事委員会審査の結果。(3)審査が長引いた理由。(4)これまで行ったパワハラアンケートの結果と対応、概要でお願いします。(5)今後のパワハラアンケートの実施予定。

大きな2点目、支出について。以下の支出について詳細を伺います。(1)人事委員会審査における代理人弁護士費用について。①現時点での支払総額、年度が分かれている場合は年度ごととその合計をお願いします。②計上した費用科目名。③弁護士の選任方法及び報酬の決め方。④審査が長引くことで報酬額が上がるのは自明です。その事について組合の見解をお願い致します。

(2)4月の海外出張旅費について。①フィリピンビクトリア市へ派遣した職員数と派遣の費用。②退職者(元消防長)が同行するに至った経緯。③上記が適正であることの根拠と組合の見解をお願い致します。

大きな3点目、職員給与について。予算決算書・監査意見書でも確認できないため以下伺います。

(1)職員の給与状況を公表している消防は県内にあるかどうか。(2)昇給ルールの確立・透明性は確保できているか。(3)議会として精査の必要性を認めた場合、監査項目に加えることは可能か。以上、よろしくお願ひ致します。

総務課長(當銘直之)

ただいまの質問にお答えします。質問その1、パワハラ防止対策と相談体制についてなんですが、①と②につきましては、現在、係争中ですので答弁の方は控えさせていただきたいと思っております。

③の審査が長引いている理由についてなんですが、現在、沖縄県人事委員会の方で審査しておりますので、審査が長引いている理由につきましては、特に我々の方では把握しておりません。

続きまして、④のパワハラアンケートについてですが、平成28年度に当時の組合議員より「島尻消防ではパワハラ等はないですか」との話があり、初めてパワハラアンケートを実施しております。

す。28年度、職員に対して結果も報告しております。

続きまして、平成29年度に2回目のアンケートを実施、そのアンケート結果をもとに、当時の消防長が全職員に対して文書及び訓示を行っております。

⑤の今後のアンケートについてですが、以前アンケートの後に一部の職員より「消防内で調査等が行われていて公平性が保たれてはいないのではないか」という意見がありましたので、今後としましては、当組合の総務課、構成市町の総務課、沖縄県人事委員会、沖縄県防災危機管理課、国におきましては、消防庁の方に相談窓口がありますので、そちらの方を周知して活用していただきたいと考えております。

続きまして、支出についてです。人事委員会での弁護士費用としまして、58万8,066円を支払いしております。

②計上した科目につきましては、消防費の13節委託費で支出しております。

③弁護士の選任及び報酬についてですが、南城市の総務課の方と相談しまして、南城市の方に顧問弁護士等が所属しております法律事務所と契約し、法律事務所の報酬規定に基づいて報酬額を決定しています。

④審査が長引くことにより報酬額が上がる件についてですが、当初の契約の中で沖縄県人事委員会審査及び、もし裁判に発展した場合における一審まで対応するということでの契約になっております。それ以上になった場合は、構成市町の方へ負担金を請求していいということで財政課の方から承諾は得ております。

次の4月の海外出張旅費についてですが、①ビクトリア市への職員派遣人数と費用についてですが、職員人数については1名、職員費用については、当組合分の支出はありません。

②退職者の同行についてですが、当初の日程では平成31年2月24日から28日の予定でしたが、移送作業等の遅れで平成31年4月8日から12日に変更になりました。

その中で外務省での登録手続きの変更等ができず、更にはNGOより、今回寄贈する資機材等の取扱いや、英語にも堪能であった退職者ではありますが、有識者として要請があり派遣に至っております。

③上記が適正であったかについてですが、これは南城市の「草の根技術協力」の事業の一環として消防車両及び救急資機材を寄贈しております。その救急資機材の取扱いや住民に対する救急講習会もあるということなので、救急救命士の派遣をしております。消防の見解としては、特に問題はないかと思っております。

質問その3、職員給与についてです。①現在、県内消防で給与状況を公表している消防はありませんが、予算書の中に職員給与及び手当等は記載しておりますので、よろしく申し上げます。

②昇給等については、条例及び規則に従って行っております。過去にマスコミによる昇給給与等について情報公開開示請求がありまして、情報開示をしましたが、特に問題のある昇給給与支給はないと考えております。

③議会として精査の必要性を認めた場合、監査項目に加えることは可能かについてなんですが、

議会が認めた場合におきましては、監査項目に加えるのは可能だということであり、以上であります。

4番（仲間光枝）

有難うございました。それでは質問1の方から順に再質問をしてみたいです。

去った9月の南城市の定例会においても私一般質問で公務職場のパワハラについて取り上げました。その質問でわかったことは、相談する側に配慮した相談体制、フォロー体制がないということでした。そういう実態を知ろうとする努力もちょっと見られなかったかなというのが現状だったのです。

どうして公務職場なのかということは、やはり民間の方はだいぶ進んできています。民間対策が進んでいる中で、こういう言い方をしたら失礼になるのかもしれませんが、民間に比べて閉鎖的な公務職場、外部からは見えづらい、わかりづらいというところでは、なかなか進みづらいというところがあるのかなというふうに私自身は思っております。

ハラスメントは、基本的人権の侵害、さらには職場環境を悪化させるとともに出勤できなくなる職員が出るなど、行政サービスの低下にも繋がるものです。

他の機関が実施した実態調査によりますと、パワハラする人が相談員だったので、ただただ耐えました。表沙汰にならぬよう説得されました。相談したけれども、結局、何も変わりませんでしたという意見がとても多くて、相談があっても、その相談そのものがすごく課題を抱えているという実態を報告書では書いてあったのですけれども、今回、人事委員会の審査においても、平成29年に行われたアンケートをもとに、それがきっかけになって人事委員会の審査までに及んだということの説明ですが、私、口頭審理、2日間聞いていて思ったことなのですけれども、ここまでこじれさせる必要があったのかなということ率直に思いました。

やはり一番いいのは、こういった場所で云々ではなくて、組織の中でしっかりと協議し、そしてお互いに歩み寄り、理解を求めながらやっていくのが本当ですよ。これはやはり自浄作用が働いてないということの表現にもあたると思うのです。そして気を悪くしないで聞いてほしいのですけれども、自浄作用が働けなくなってしまった組織にしてしまったのは、歴代の管理職の皆さんを含め、ここに座っておられる管理職の皆さんにも責任の一端があるのではないかなというふうに思っております。みんな消防士という仕事に憧れてとか、使命感をもって、皆さん消防職を選んできたと思います。長年一緒に働いてきた仲間ですよ、皆さん。そういう仲間うちで、拗ねたり、第三者を入れて争ったりとかするというのは、本当に職場内の環境においては、非常にマイナスな影響なのかなというふうに思っています。

人間同士ですから見解の相違、正義の解釈、自分はこれが正義だと思っても解釈みんな違うのですよ。正義の解釈の違い、感情のもつれ等、いろいろあるのは当然です。うまくそれを調整、そして職員のガス抜きさせるのは、私は管理職の役目だと思います。管理職の役目じゃなかったら誰がやるのですかということですよ。

だから今回の件を契機にまずは管理職の皆さんにしっかりと対応について議論をしていただきたい

い。そして暴力、暴言は当然ですけれども、他所の事例とかも調べた中では、事情を考慮しない人事異動、本人に全く相談もなしに、いきなりの人事異動だったりとか、やりたくないことを強要したり、拒否しづらい空気を作ったりしないように職場全体の意識改革を図って、みんなが働きやすい環境づくり、関係づくりに皆さんで尽力してほしいと思います。

私のいま述べた見解について、消防長と署長、次長のお二人の考えを伺わせて下さい。

消防長（屋比久 学）

ただいまの仲間光枝議員の再質問にお答え致します。私も全くそのとおりだと思っております。また、全国的にも消防職員のハラスメント、あと飲酒運転による不祥事が相次いでおります。沖縄県内においてもそうです。ですので、私はハラスメント防止宣言ということをして4月1日の訓示で申し上げました。そして毎月1日には、職員にハラスメントを訴える訓示を行っております。

しかし、私自身はやはり発言等、上から高圧的な発言も多々あるかと思っておりますので、そこら辺は気をつけて、今後消防行政、働きやすい、風通しの良い職場環境に邁進していきたいと思っております。以上です。

次長兼署長（比嘉典夫）

ただいまの質問にお答えします。私もこのパワハラについては、いろいろ奥が深いというのを認識していて、今後もまた島尻消防そういうことが二度とあってはならないと思っておりますけれども、いろいろ職員の意見等を考慮して、今後の消防活動とか、消防委員会とか、そういうのを利用していい方向にもっていったらと思っております。以上です。

4番（仲間光枝）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。何度も言うようでしつこいかなと思うのですが、やはり公務職場は自助作用が働きにくいというのを世間の人が言っていますので、それは真摯に受け止めていただきたいというふうに思っています。

実際、私は今回のことでとてもとても感じているところなので、南城市にも提案したのですが、地方公務員法第7条第3項の人口15万人未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとするということが定められているのです。

なので、この15万人以下というのもそうですし、自治体だけではなくて、地方公共団体の組合という、消防組合も入ると思われまますので、ぜひ本組合を構成する八重瀬町、南城市とも協力して、第三者で構成する公平委員会を設置できないかということもさっきいろいろこういことをやっていきますということの発言もありましたけれども、これもまた視野に入れて話し合いを持っていただきたいなというふうに思います。

皆さん、消防士という仕事格好いいですよ。子どもたちの憧れの職業でもあります。なので、それを子どもときから持って、いつか消防士になるぞって行って皆さんのように消防士になられている人も多いと思うのです。

なので、初心に抱いた仕事への情熱とか、使命感を絶やすことがないように、誰もが生き生きと働き続けられる職場環境づくり、職員一丸となってやっていただきたいと思っております。それを当然、

引っ張るのは管理職の皆さんであることは先程も申し上げたとおりです。今後の取り組みに期待したいというふうに思います。

公平委員会の設置につきましては、市も関連してくるので、ぜひ考え方として管理者、副管理者のお二人の難しいかもしれませんが、個人の考え方でもよろしいですので、よろしく願い致します。

管理者（瑞慶覧長敏）

仲間光枝議員のご指摘、非常に肝に銘じながらしっかりとやっていきたいと思っております。第三者、公平委員会の設置に関しては、少し事情がよくわからないところがあるので勉強させていただきたいと思っております。

副管理者（新垣安弘）

いま瑞慶覧管理者が答弁したように、南城市と一緒に消防行政がしっかりいくように、議員のご提案も含めて一緒に考えていきたいと思っております。よろしく願い致します。

4番（仲間光枝）

それでは、ぜひよろしく願いをして次の質問へいきたいと思えます。

2つ目の質問、支出についてなんですけれども、弁護士費用からまずいきますが、約60万円近くの費用が出ていますよね。これは審査がこれだけ長引いた理由、これは人事委員会の事情によるものなので、私たちはちょっとわからないということだったと思うのですけれども、私の当日の聞き間違いというか、記憶違いでなければ、7月頃には結果が出ますよということだったと思うのです。

いまのお話だと、1番、2番は、いま係争中なので発言できませんということなので、要はまだ結果も出てないということですよ、まだ終わってない。もうすぐ11月を迎えるところなので、これはどうしたのかなというところはすごく疑問に思いますが、係争中なので答えられないということは、それでいいのですけれども、60万円というお金があれば、必要な資機材、消火栓の設置とかできるじゃないですか。これはもちろん公金から出ていますので、弁護士費用にそれだけかけることになったのは、先程の質問に戻っていますけど、二度とこういうことは市民の一人として起こしてほしくないです。

このお金があったらどれだけのことに使えたかというところにもなっていきますので、お金のことだけではなくて、これだけ関係者がいるわけですから、管理者の皆さん何名か代理人の名前にあがっていますよね。組織内に争い事があるということは、それだけ関係する皆さんの時間的、精神的な消耗が人間ですから当然出ます。

そうすると仕事に身が入らないとか、その本人たちだけではなくて、その状況が周りにも波及して行って、何か職場内にある意味、負のオーラと言うか、負のエネルギーが撒き散らかされてしまうということがあると思うのですよ。

だから地域の市民、町民からすれば、皆さん住民の安心、安全を守っている職業です。そういう職場内において、そういった状況があるということは心配種の一つになるのです。ぜひ先程のこう

いったことが起こりにくくする。そして予防で済むように、第三者の視点で解決できるような仕組みというのを作ってほしいです。第三者公平委員会というのでもぜひ市町の管理者の皆さんと検討して行ってほしいと思います。

議長、ちょっと休憩をお願いします。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 11時49分

再開 11時50分

議長（本村 繁）

再開します。

4番（仲間光枝）

第三者公平委員会の設置については、先程質問したので答弁はいいんですけども、全職員の意見もしっかり聞きつつ、何らかの対策は必ず講じてほしいと思います。

その結果について次回の定例会までに議長宛てに報告を求めたいと思いますけれども、消防長お願いできますか。

消防長（屋比久 学）

ただいまの質問にお答え致します。沖縄県人事委員会の方から答申を受けて、その後、議長の方にももちろん報告するという事です。また管理者、副管理者の方にももちろん報告するという事でございます。以上です。

4番（仲間光枝）

いま現在、人事委員会で審査されている事項の結果報告云々ではなくて、私がいま質問しているのは、この一連のそういった事柄に関して、今後何らかの対策を講じてほしいというのが、今回の私の質問の趣旨なのです。

なので、今後こういうことが二度と島尻消防内で起きないために、要するに予防のために何らかの議論なり、職員の皆さんと一緒に考えて、それでどういった方向性をもってやっていくのかというところを消防長に報告をお願いしますということなので、それをお願いできますかということなのです。

消防長（屋比久 学）

ただいまの質問に関してお答え致します。もちろんそれはやってまいります。

また、今年の8月に全職員に対して管理職も2回に分けて、管理職が8月6日、職員は8月8日にハラスメント防止の講習会を行いました。

こういうことで、職員に対して周知徹底を図っていきます。条例に関して、いま要綱がハラスメント防止等の相談窓口等の要綱も作成しておりますので、これからはしっかりと組織づくりを作っていくというふうに思っております。以上です。

4番（仲間光枝）

講習も度々行っているよということですが、知識と行いを一致させてほしいというのが私の思いです。

では次の質問へ行きます。ビクトリアスの派遣の件については、実は、私、内実を知っているんです。同行した同僚議員もいますので、こういう質問が市民から来ているのだけど、どうなのということ聞いて知ってはいるのですが、やはり何名も聞かれると、これは公にしていた方がいいなと思ひまして、今回質問に取り上げております。

やはりこれって誤解をかなり生んでいるのかなというふうに思っていますので、いま課長の方から経緯、2月に本当は行くべきだったのが4月になったのだよとか、JICAの予算で行っているということもありますけれども、公金使って辞めた元消防長とかということをお聞きを皆さんなかなか理解できてないところは今回質問に取り上げたことで、はっきりできるのでいいかなと思っています。

また、今回11月に南城市の議会報告会があるのです。そのときにもビクトリアス市に行った報告会というのが同僚議員にやれるので、もしかしたらその場でも出るかもしれません。なので、今回の議会にも取り上げました。

せっかくですから、平安名課長が同行されたと思いますので、そのときの様子、ぜひこの場で共有したいものがあれば、お願いをしたいと思います。

警防課長（平安名 勲）

ただいまの件に関してお答えします。感想ということなので、救急車と救助資機材の提供と技術支援ということで行ってまいりました。ビクトリアス市の救急事情としましては、トラックの荷台を改造した救急車でもって、1時間、2時間先の病院の方まで搬送する。

また、救助資機材にあつては、交通事故のとき、閉じ込めがあったときどうするのですかという形でお聞きすると、鉄パイプをもって、それでこじ開けているというふうな形でお聞きしました。

救急車と資機材を提供するというにあたって、とても現地の方でも感謝されました。技術支援を行ったのですけれども、現地の職員、救助にあたる職員が助けるための道具を熱心に学ぶのを見て、本当にこの人たちは人を助けるために本当に頑張りたいのだなということ、とても熱意を受けて、自分も頑張らないといけないなということ、思ったところでもあります。

今回、ビクトリアス市の車両、資機材を提供したことによって、国際貢献、あと人命救助において非常に有意義なものであったと自分は感じています。以上です。

4番（仲間光枝）

有難うございました。では、時間もないので、最後の質問に行きます。

先日の全協の際に議案第11号に示された職員給与表について触れたのですけれども、これが任用職員のものではあるけれども、号給の設定については1号給から125号給で職員は同様だというふうに理解をしております。

総務課長の説明では、通常1年勤務ごとに4号給ずつ上がりますよとか、勤務態度とか、状況によっては、その限りではないという説明を受けました。

そこで気になったのが公平性と透明性を担保する昇給ルールの定めはあるかどうかということの

質問になっていたのですが、私も例規集の方を見させていただいたのですが、例規集の中にもしっかりと昇給ルール、下げる場合のルールとかというのは書かれてはいると思いますけれども、やはり私たちなかなかその中身というのはわかりにくいところがありまして、先程、消防長も言いましたが、年報の方にもざっくりというか、大枠な報告はされているんですけども、県内にはそういった給料の明細を報告している消防はないということをやっていたのですが、私も探せませんでしたので質問に入れたんですが、それで探しているうちに富山県礪波市の消防が詳細な給料の状況を公表しているんですよ。住民に理解を得るためと書いています。

こういった資料の報告があれば、私たち議員もこれを見れば一目瞭然ですし、関心がある市民も見ることができるし、大変なことかもしれませんが、でも通常やっていることの報告ですから、数字をここにに入れていくだけのものなので、そんなに大変ではないかというふうに思っています。ぜひ、この報告というのを年報に掲載するか。若しくは組合のホームページに載せるかということでやっていただきたいというふうに思います。これは自己チェックにも相当きくと思います。やはりこういう資料を作るということは、自分で調べてやらないといけない。もしかしたら、そこでミスが見つかるかもしれない。そして自制が効くということにも繋がると思っていますので、ぜひそれをしていただきたいと思います。この資料はあとで差し上げますので、ぜひ参考にされて下さい。

最後にですが、この件について消防長と会計管理者である島袋課長の方にご意見をお伺いしたいと思います。

会計課長（島袋清正）

職員の給与に関しては、当初予算書の方にも概算的ではあるんですけども、前年度と本年度の比較という形で掲載はしております。

また、仲間議員の先程の資料ですか、その方をまた参考にして、それは具体的な給与、手当関係、そういう公表も数字を入れるということで可能ではありますので、前向きに検討していきたいと思えます。以上です。

4番（仲間光枝）

有難うございました。今回、3つ質問を入れて、私いつも3つ質問入れると時間オーバーになるんですけど、時間内に収まって良かったです。今回、提案したことについては、本当に前向きにご検討いただきますようによろしくお願ひします。私の一般質問は以上です。有難うございました。

議長（本村 繁）

次、2番宮平議員よろしくお願ひします。

2番（宮平憲二）

グスーヨー、チューウガナビラ。こんにちは。令和になって称号がこれほど注目される年はなかったのかなと思います。自然災害、しかも大規模ということで、昨今、非常に大変なことになっておりますけれども、20～30年前の沖縄で起こっている台風の被害がいま本土の方で起こっているという感じもしております。

これから一般質問通告書に従って始めていきたいと思ひます。質問事項は3点です。消防組合の

財政指標について。2. 消防士として必要な資格取得について。3. 具志頭出張所新庁舎建設について。以上、3点について質問していきたいと思います。

まず、1点目、一般の行政予算における財政指標はいろいろありますが、消防の特殊性もあると思いますが、財政指標が示されていません。示されているかもしれませんが、資料とかを見ると、ちょっとわかりにくいなと思っております。決算書の中で予算に対する一人当たりという文字があります。以下について伺います。

①「一人当たり」の意味合いについて。②過去5年間の島尻消防と県平均の「一人当たり」の金額の比較をお願いします。

次、消防士として必要な資格取得について。消防士にとって、資格取得は業務に必要不可欠で、大変重要なことだと思っております。そこで、資格取得の現状について伺います。

①主に、資格を取得させている職務級の範囲を教えてください。②4級以下の職員の階級・在職期間・資格取得（公費で取得）件数の一覧を示して下さい。

次、具志頭出張所新庁舎建設について。具志頭出張所の老朽化に伴う、新庁舎建設が予定されておりますが、以下について伺います。

①工事着工の時期。②事業費の国、県補助メニューはありますか。③具志頭出張所新庁舎建設後における現庁舎跡地の取り扱いについて伺います。以上、よろしくをお願いします。

総務課長（當銘直之）

ただいまの宮平議員の質問にお答えしたいと思います。

質問1の消防組合の財政指標についてなんですが、「一人当たり」の意味合いにつきましてですが、決算終了後の総支出額を南城市と八重瀬町の人口で割った一人当たりの金額になっております。

②過去5年間の島尻消防と県平均の金額ですが、平成26年度、当組合としまして1万5,316円、沖縄県が1万4,612円。平成27年度、当組合1万8,072円、沖縄県1万2,056円。28年度、当組合1万5,015円、沖縄県1万2,292円。平成29年度、当組合1万4,729円、沖縄県1万1,043円。平成30年度、当組合1万4,546円、沖縄県1万1,374円となっておりますが、実際、沖縄県の方が一人当たりという金額は出しておりません。

そこで全国消防長会が出しています消防現勢の中で、当初の消防費の予算額から沖縄県の人口を割った数字で今回沖縄県として数字を当てはめております。

県平均ですけど、県内には18消防本部ありまして、そのうち11消防本部が単独消防と言いまして、那覇市であったり、糸満市、豊見城、そういった消防が11ありまして、島尻消防、東部消防組合というような一部事務組合が7つあります。

単独消防の場合、議会費であったり、公債費がすべて総務費用になってしましまして、一部事務組合だと議会費であったり、公債費のすべて予算が一つになってしままして、一概にはちょっと比べられないのかなという部分はあります。

一部事務組合の中でも衛生業務、その他業務が入った場合は、島尻消防は平成30年度から消防が単独なんですけど、衛生が入っている消防との組み合わせもありますので、これもまたちょっと

一概には言えないのかなという部分はあります。

続きまして、その2の消防士としての必要な資格取得についてなんですが、①主に、取得をされている職務級の範囲ということなんですが、特に職務級に関して範囲は設けておりませんが、適宜資格を取得させている状況でございます。

②4級以下の職員の階級・在職期間・資格取得（公費で取得）件数の一覧を示して下さいとありますが、採用されて消防学校に入校中におきましては、無線従事の資格等が入ってきます。

現場におきましては、玉掛け、クレーン操縦、高圧ガス取扱い、ドローン検定、水難隊におきましては、潜水士、船舶免許の取得があります。

また救命士に関しましては、各特定行為及び指導救命士の資格取得も行っております。先程述べた資格について、ほぼ4級になるまでには取得しております。

ちなみに、4級以下の職員におきまして、第3級陸上無線技士が48名、第2級陸上技士が3名、小型船舶・特殊船舶が30名、潜水士が38名、ダイバーにつきましては15名、ドローン検定で3名ということになっています。

階級の在職期間ですが、各階級（消防士・消防副士長・消防士長）の在職年数として約5年から6年ということになります。以上です。

次長兼署長（比嘉典夫）

具志頭出張所の建設について。①工事着工期間、土木工事が令和3年5月頃から6カ月間。建築工事が令和3年9月頃から9カ月間、令和4年6月完成予定です。工事等が早ければ前倒しになります。これはすべて予定のことになります。

②事業費の国、県補助メニューがあるかの質問ですが、国、県の補助がなく建設費用は一般起債と一般財源及び庁舎建設基金充当です。また、それ以外にリース方式も検討しております。

③具志頭出張所新庁舎建設における現庁舎跡地の取り扱いについてであります。移転した場合は八重瀬町役場と連携を図り調整をしていきたいと思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

消防組合の財政指標について伺います。①「一人当たり」というのは、かかった費用を市民、町民で割るということはわかります。私が言っているのは、財政指標的にどういう位置づけなのか。例えば、一般的に経常収支比率というのがあるのですが、80%以下だと財政が硬直化していると、そういう意味があるのではないかなと勝手に思っているのですが、単純にこれは一人当たりという単位を出して、何に活用されてどういう指標なのかというのが掴めないんです。よろしくお願ひします。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 11時54分

再開 11時56分

議長（本村 繁）

再開します。

2番（宮平憲二）

次いきます。資格を取得させている階級は特にないということでありましたけれども、組織表を以前もらったんですけど、この中で救命士と水難隊という分け方をしております。

資格を持ってないのは30名です。救命士というのは当然資格の名称だと思いますけど、水難隊というのは何か資格ありますか。

総務課長（當銘直之）

ただいまの質問にお答えします。水難隊とは潜水士の資格であったり、同時にダイバー免許とか、職員がやっております。以上です。

2番（宮平憲二）

その中でいま警備について集計したんですが、職員が課長を除いて72名います。そのうち救命士の資格を取得しているのが11名、水難隊、潜水士などが16人いらっしゃいます。そして両方持っている方が30名います。

一方で、資格を持ってない方が30名います。これは消防のキャリアに繋がると思うのです。消防職員、そういう現場に行くわけですから、全職員が資格を持つべきだと。この二つ持っている方がいないと現場できないとか、そういうことにならないように、1課、2課でも全警備に携わるものは資格を持たせてやるべきだというふうに思うのですが、予算の関係もあります。これは計画的に公平公正に各職員にそういう資格を持つことによって、消防士としての自覚も生まれますし、また、業務ではもちろんですけど、プライベートで身の周りにそういう事故とか起こった場合に資格がないから対応できないとか、そういう事例もあり得るのですよ。

先程、仲間議員もそういう資格を取ったと、民間の人も取っているわけですから、プロの消防士の方にとって必要不可欠だと思うのですが、これについて私は個人的に全員公平に取るべきだと思います。これを消防としてはどういうお考えですか。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 11時59分

再開 12時01分

議長（本村 繁）

再開します。

総務課長（當銘直之）

ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、救命士に関しましては、免許も資格も取って採用される職員が最近は大いぶ多くなっています。これを全職員にやっけてしまうと、北九州に派遣するときに一人の派遣に300万円ぐらいかかるということで、全職員やっけてしまうと莫大な予算がかかってしまいますので、最近では救命士の方で採用は行っております。

先程の潜水士についてなんですけど、どうしても消防に入って若い年代ですと、潜っているような困

難な業務がありますので、若い隊員で経験を積んだ職員に対して潜水士の次期候補として、事前に1年かけて船舶免許であったり、潜水士の資格取得をいませせている状況でございます。以上です。
2番（宮平憲二）

私が言いたいのは、要するに消防士の格差がないように、すべての職員に消防士として必要な資格は均等に取らせてほしいということを言いたいわけです。それでこういう質問をしましたけれども、いまの話だと乗ってないけど資格は持っている、だけどこれに乗ってないと。

いま資格を若い人は持ってないけど、将来というか、何年か後にはそういう資格を取得させるという考え方でよろしいですか。

総務課長（當銘直之）

そういう考えで水難隊の予備隊ということで2名～3名、毎年予算を計上しております。以上です。

2番（宮平憲二）

私がなぜこういう質問をするかと言うと、これもいわゆる仲間光枝議員からもありましたけれども、隠れたパワハラに繋がりがねないので、職員間でそういう格差があると、あれは持っている。自分は持ってないということにも繋がりがねませんので、ぜひこの辺は今後公平にやってほしいと思います。

次いきます。工事は令和3年の6月に土木が始まって9月に建築、完成が令和4年6月完成ということでした。これについては去年、耐震調査をして、結果は見た目よりはだいぶ健全だったということをお聞きしました。

その中で、これが合格しなければ補助メニューもあるのではないかということがありましたけれども、その後、耐震の調査はやっていますか。もし、やっていけば、その耐震基準に満たないという結果が出た場合は、補助メニューもあるのかなということで伺ったんですけど、その辺、耐震調査についてはどんなですか。

総務課長（當銘直之）

前回、平成28年度に耐震の検査をやりまして、耐震強度がしっかりクリアしているということでありまして、その結果、5年間は有効というのがありまして、実際あれからは検査をしてない状況です。

もし、耐震の方で問題があれば、減債防災起債という有利な起債がありますので、それを使えます。以上です。

2番（宮平憲二）

耐震は何年間みることはないと思いますので、これは仕方ないと思います。

続きまして、③具志頭出張所新庁舎建設における現庁舎跡地の取り扱いについてですけれども、これは先程答弁で八重瀬町と相談したというお話がありましたけれども、佐敷庁舎については売却して、南城市が2分の1取得しておりますけれども、この辺も含めてということなんでしょうか。

総務課長（當銘直之）

南城市、旧佐敷出張所におきましては、当時の前市長及び前町長の方と協議書を結びまして、2分の1ずつを分けましょうという話だったんですが、今回、具志頭出張所におきましては、島尻消防の財産になっておりますので、財産を売るのはいいんですけど、そこで例えばどこかに売った場合、建物が何階以上とかやったときに八重瀬町の規則等々の条例ありますので、それに反する可能性がありますので、収入に関しては消防側に全部入ります。売払いですね。そこで八重瀬町と検討するというのは、先程の建物の制限等がありますので、そこら辺も考えてやっていきたいと思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

用地売買も一つの方向性だと思います。その用地を利用して、何か他に使い道とかも考えていらっしゃるのでしょうか。

次長兼署長（比嘉典夫）

ただいまの質問、八重瀬町の関係部署に連絡して相談した結果、新しく来るのが住宅地なのか。事業所なのか。これは地域にとって良いのか、悪いのかがあるらしくて、それは地域と調整もして八重瀬町が中に入ってやるということです。以上です。

2番（宮平憲二）

わかりました。八重瀬町と相談してやると。売却先も市の方針に妥当な事業所を選んでいくと。これは個人でもいいんですか。個人か業者、どちらに売却を予定していますか。

次長兼署長（比嘉典夫）

その辺も八重瀬町役場と相談してやると思います。以上です。

2番（宮平憲二）

本年度の予算で用地の鑑定費用が計上されておりますけれども、先程の話で候補が4カ所あがっておりますけれども、委託料として50万円、本年度計上されておりますけれども、50万円で4カ所を鑑定するというのでしょうか。

次長兼署長（比嘉典夫）

ただいまのご質問にお答えします。これは候補が4カ所あって、1カ所ずつあたって地権者も契約できるという確証を得て、決まってからの鑑定です。これは1カ所分に予定しています。以上です。

2番（宮平憲二）

いまの質問ですと、承諾を得たところに建てるという感じを受けたんですけど、消防施設として、そういう観点ではなくて、位置的なものをもっと消防的な考えで決めるべきではないのかなと、承諾を得られた場所も一つの要素ではあるんですけど、消防の場所というのは適材適所というのがあると思うんです。そこを第一候補にあげて、最後は承諾を得られないと無理なんですけど、観点は私の勘違いかもしれませんが、承諾を得られたところに決めるという感じを受けたんですけど。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 12時12分

再開 12時13分

議長（本村 繁）

再開します。

総務課長（當銘直之）

現在、建設検討委員会というのが立ち上がっておりますので、その中で1番から4番まで優先順位を決めまして、現在、1番の方で土地交渉に入っている状態であります。以上です。

2番（宮平憲二）

事業費の一部として、その用地を売却した場合、費用が充てられると思いますけど、その場合、予定価格というのを決めて売却をしたいと思いますけど、その場合、確か何回か出ませんでした。その辺はどんなですか。

総務課長（當銘直之）

もし、売却になる場合、実際、鑑定を入れて評価額を出してもらって、それで公募にかけるといふ形になるかと思います。以上です。

2番（宮平憲二）

鑑定というのは1社鑑定ですか、何社鑑定ですか。

総務課長（當銘直之）

いまのところ1社でやる予定です。3社に見積りしまして、金額を出してやっています。

2番（宮平憲二）

鑑定を3社入れてやって。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩 12時15分

再開 12時16分

議長（本村 繁）

再開します。

総務課長（當銘直之）

鑑定をする業者を3社見積りしまして、その入札で落札しました業者に評価額を出してもらうという形を取っております。以上です。

2番（宮平憲二）

了解しました。これで私の質問を終わりたいと思いますけれども、管理者にちょっと質問変わるんですけど、先程の資格取得の件について、管理者の考えをお聞きしたいんですけど、消防職員としての資格取得について、公正公平になるようにと思うんですけど、管理者の考え方をお願いしたいと思います。

管理者（瑞慶覧長敏）

宮平憲二議員の質問にお答えいたします。常にいま島尻消防組合の中では、公平公正の観点で業務にあたっていると思いますので、しっかりとそこら辺は押さえてやっていくと思います。

2番（宮平憲二）

有難うございました。

議長（本村 繁）

これで一般質問を終了致します。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了致しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回島尻消防組合10月定例会を閉会します。